

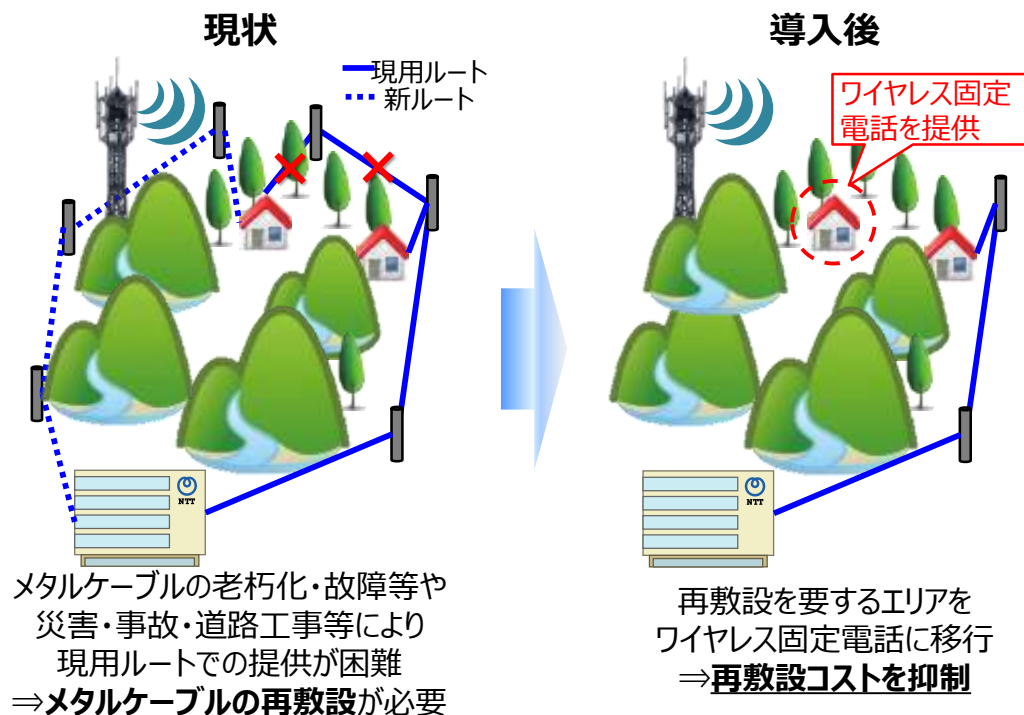
ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う 接続料の在り方について

2022年1月26日

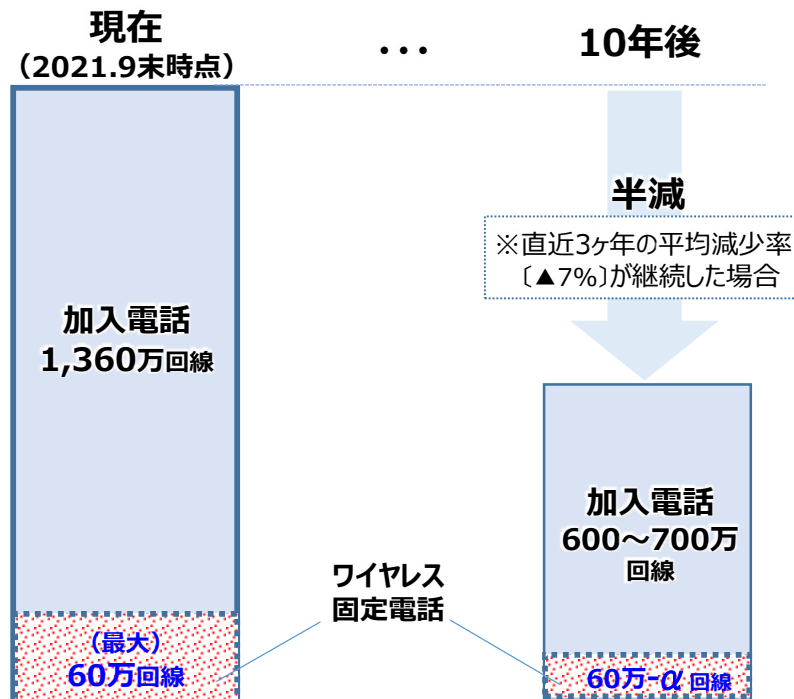
ワイレス固定電話の提供予定

- ワイレス固定電話は、山村/半島/離島振興法対象地域、かつ加入電話回線密度が18回線/km²未満のエリア等、メタルケーブルでの提供・維持が著しく不経済となるエリアにおいて提供予定であり、その対象回線数は加入電話1,360万回線のうち最大でも60万回線(対象エリアの2021年9月末時点の回線数)と限定的
- また、当初は**老朽化・故障等によるメタルケーブルの再敷設や災害・事故・道路工事等によるメタルケーブルの提供ルートの変更等を契機として導入していく予定**であること、また、モバイル事業者のエリアカバレッジや通信品質を見極めながら、丁寧なお客様対応を行い、お客様の反応も踏まえながら順次提供予定であることから、**提供回線数は当面、限定的と想定**

ワイレス固定電話の提供イメージ

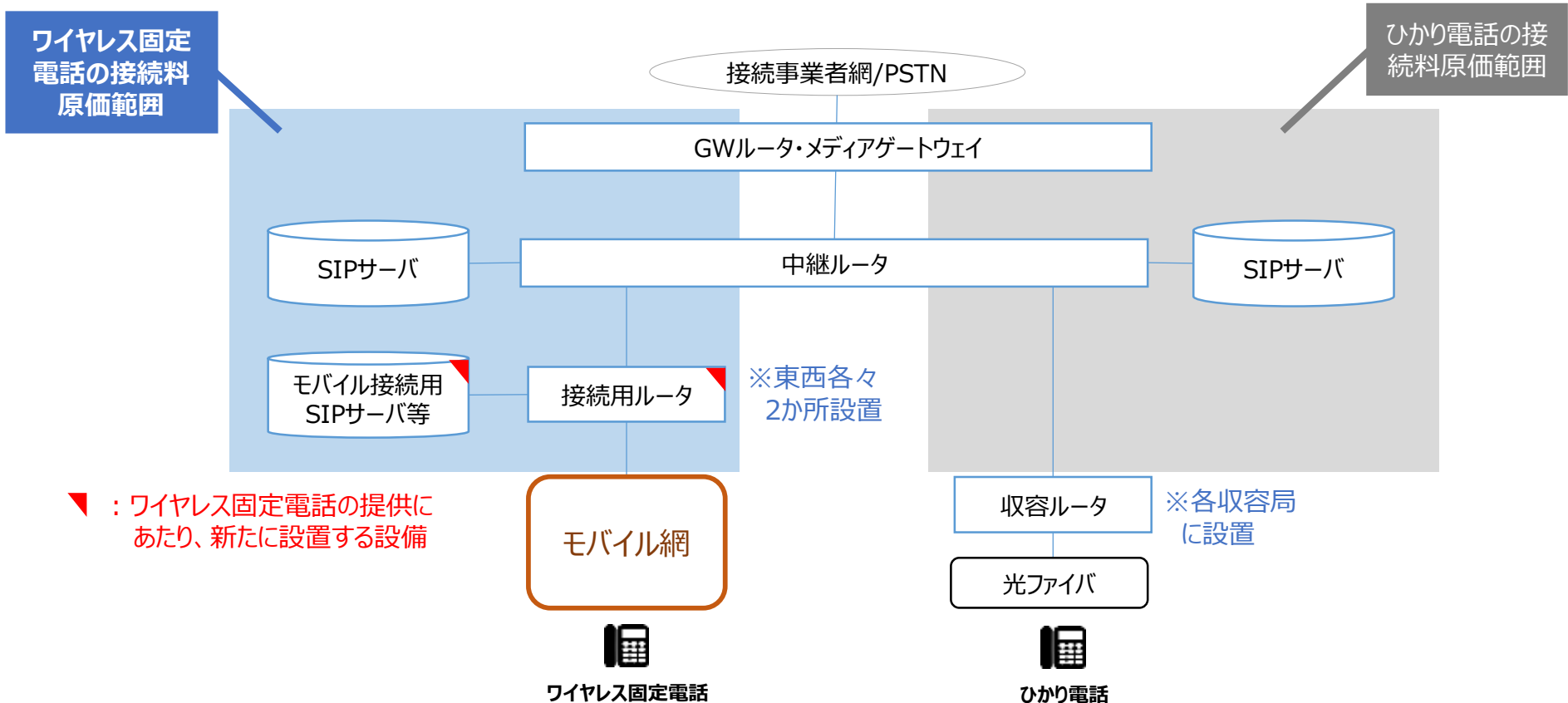


ワイレス固定電話の対象回線数イメージ



論点1：接続料原価の範囲

- ワイヤレス固定電話の提供に用いるモバイル網は現在公募中であり、当社が負担するコストの詳細は決まっておりませんが、固定電話サービスの維持のため、従来の加入者回線（メタルケーブル）に代えて利用するという目的を踏まえれば、当該モバイル網に係るコストについては接続料原価の対象外とすることが適切と考えます。
- また、ワイヤレス固定電話の提供にあたり、当社が新たに設置する設備（モバイル網接続用のルータやSIPサーバ等）は、トラヒック量に応じて設備の容量等を決定し、トラヒックの増加に応じた増設が必要なものであることから、接続料原価の対象とすることが適切と考えます。



論点２：接続料原価の算定方法

- 以下の観点から、ワイヤレス固定電話の接続料原価は実際費用方式により算定することが適当と考えます。
 - ① ワイヤレス固定電話は、固定電話サービス維持のためにメタルケーブルの再敷設・維持に係るコストを削減することで固定電話サービスをできるだけ効率的に提供していくというものであることから、その設備構築・運用においてもコスト効率化のインセンティブが自ずと働くこと
 - ② ワイヤレス固定電話の提供にあたって設置する設備は、競争環境下で構築されたIP網と一体的に構築・運用されるものであり、通話料についても、IP網で提供するサービスであることを踏まえた全国一律のフラットな料金とする方向で検討していること
 - ③ 実際費用方式で算定されるひかり電話の既存設備（中継ルータ、GWルータ、SIPサーバ等）を共用すること

論点3：接続料の設定方法

- 以下の観点から、IP網移行前および移行後の双方において、ひかり電話と同一の接続料をひかり電話・ワイヤレス固定電話の双方に適用することが適当と考えます。
- ① ひかり電話の既存設備（中継ルータ、GWルータ、SIPサーバ等）を共用すること
（モバイル網との接続にあたり新たに設置する設備はワイヤレス固定電話のみで利用）
 - ② ひかり電話と同一のPOI・技術的条件で他事業者との接続を行うとともに、IP接続への移行もひかり電話と同時に行われること
 - ③ ワイヤレス固定電話の接続料を単独で設定する場合、下記の課題が生じること
 - ・ ワイヤレス固定電話をひかり電話と区別して精算するための信号条件の標準化や当社および各接続事業者の精算システム改修に一定の期間・費用を要すると想定されること
 - ・ ワイヤレス固定電話の需要が僅少な間は当該接続料が非常に高額な水準となり、それに合わせてワイヤレス固定電話への通話料も高額に設定されるおそれがあること

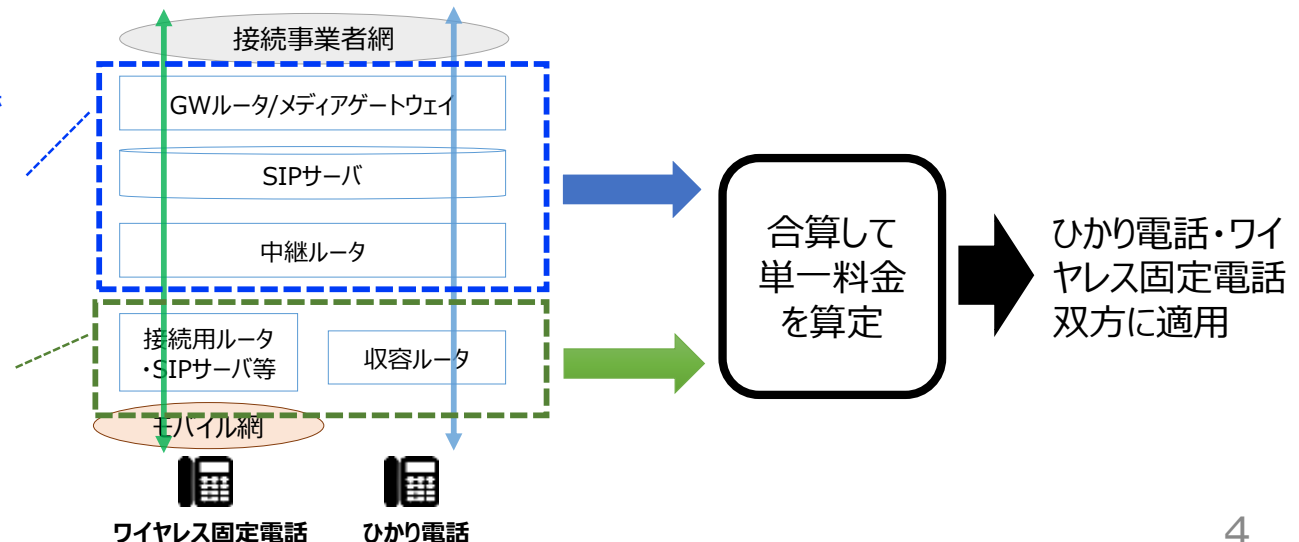
＜同一料金適用のイメージ＞

ひかり電話・ワイヤレス固定電話で
共用する設備

⇒両者に係る原価を両者の需要
で除して単金算定

ひかり電話・ワイヤレス固定電話
の**一方のみで利用する設備**

⇒一方に係る原価を両者の需要
で除して単金算定



論点3：接続料の設定方法

- なお、現行のひかり電話接続料はIP網移行期の費用変動の影響の緩和を目的に、2021年4月から2024年12月までの3年9カ月の間、同一の料金を適用していることを踏まえれば、**現行の料金を改めて算定することなくワイヤレス固定電話に適用することが望ましい**と考えます。
- 具体的には、ワイヤレス固定電話の提供に伴う原価、需要の変動は乖離額としてひかり電話接続料の次期算定期間において調整することを想定しています。

<乖離額調整のイメージの算定イメージ>

